慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	農村に於ける商取引の展開 : 繭を中心として
Sub Title	
Author	岩田, 仭
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.12 (1941. 12) ,p.1471(35)- 1495(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19411201-0035
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19411201-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一般税制の改革に伴ひ、地方財政制度も根本的な改革をみた。しからばかかる戦爭財政を通じて現はれる農村財政の相貌は如何、税制改革の結果は如何、――農村財政の課題は更にこれ等諸問題の追求につらなるものである。

農村に於ける商取引の展開

――繭を中心として――

岩田　仞

戰時下に於ける農業問題として、農産物の増産が要求され、既に幾多の價値ある勞作が提供せられてゐる。農業生産力の増大と云ふ課題に對して、先づ生産の技術的部面にその解決の途が求められる事は明かである、併し乍ら問題はそれのみに止まらない。多くの論者が指適せる如く、農村を圍繞する社會關係の分析と、その再編成こそ最も基本的な課題でなければならない。米の増産が經營規模の改善、機械化等によつて達成せられるとは云へ、その實現は土地制度、小作制度の改善等を俟つて始めて可能である。吾々はかゝる意味に於て日本農業の社會的環境に關する分析の現代的課題を見出し得る。

日本農業の停滯的な性格からして、農業生産の發展が自己の内發的要求から出發すると云ふよりも、寧ろ逆に外來的要求からして急激に齎される。即ち農産物の商品化の過程に於て最も有力な槓杆をなすものは、農業生産者自體ではなくして、農村を圍繞する商業機構の中に見出される。米の場合の地主、産地商人、青果物の場合の集散地市場商人、又茶、除虫菊、薄荷の場合に於ける輸出商人、更には小麥、繭の場合の工業生産者等である。これらの商

人的活動の遂行如何によつて、農産物の商品化は左右され、惹いては農業生産そのものに影響が與へられる。かくて農産物の増産とその圓滑なる配給とが要請されてゐる今日、農村に於ける商業過程の分析は極めて重要である。

本稿はその意味から農産物の取引が如何にして展開せられてきたかを取扱ふ。各種農産物に關してそれ〴〵特殊な條件が認められるけれども、本稿では先づ繭を對象とした。繭取引は農産物取引機構中最も複雜しており、各種の形態が並存してゐる意味に於て、最も適當と考へられるからである。勿論本稿の企圖する所は繭取引そのものにあるのではなくして、それにより農産物一般の場合を類推せんとする點ある。

一

一般に日本農業に關する商業過程を支配してゐるものは極めて非近代的な要素であり、特に前資本主義的性格を持つた商人が重要な地位を占めてゐる。此の事は繭に關しても云ひ得る。後述する如く繭取引に於て各種の近代的形態がみられるけれども、繭商人の介在は未だ執拗に殘存してゐる。試みに昭和十一年度の統計をみるならば、生繭賣買又は仲立者は、業主五〇、八八七人、從業者八、四三七人を數へる。（「蠶糸業要覽」昭和十五年度六一頁）勿論之等が悉く前資本主義的な商人ではないけれども、農村に附帶する商人の一般的特性として近代的要素の欠除は著しいのである。

然らば何故に農村に於ける商取引、更にはそれを遂行する商人が近代化せられずに止まるのであらうか。それは一方に於て農産物の持つ自然的性質に基くものであり、他方に於て農業生産の社會的條件に依るものである。繭に關してそれらの事情を分析しよう。

農業生産は多くの場合自然的條件によつて著しく左右せられ、從つて農産物は規則的な大量取引の對象とはなり得ず、先づこの點に取引の近代化を阻止する主要な原因が見出される。

繭の自然的性質として第一に注意せられることは、繭生産の季節性とその貯藏性の欠除と云ふことである。生繭は時日の經過するにつれて目切れ、出蛆等の損害を生むと共に、十日にして發蛾し製糸原料とはなり得なくなる。從つて農家は收繭後數日の間に賣却する必要にせまられる。更に繭の出廻りは年に二、三の季節に限られ、一時に市場へ殺到する。本來春蠶のみ飼育されてゐたものが、夏秋蠶の飼育が發達せることは一つの進歩である。秋蠶の飼育は明治初年に始まり、明治二十年頃には全國夏秋蠶の收繭量三百貫、明治三十九年には收繭量一千貫を超え、繭總生産額の三割七分を占めるに至つた。（明石弘著「近代蠶糸業發達史」三二頁）更に又乾繭裝置の發達は、繭取引の季節性を調整する。併し乍ら乾繭取引は後述する如く國家の保護助長にも拘らず、さしたる普及をみず、昭和十二年乾繭取引の占める割合は一八、一％に過ぎない。（「蠶糸要覽」五六頁）

夏秋繭の増加にせよ、乾繭裝置の發達にせよ、それらには一定の限界が認められ、繭取引の季節性を幾分緩和すると云ふ域を脱しない。然る限り繭は商人の近代的經營の對象としての條件を著しく欠く。繭取引を持續的に行ひ得ざる結果、取引の合理性は實現されず、商人は商略と投機とを中心にのみ繭取引に從事する事となる。

繭の季節性と關聯して考へられるのは、それが運搬性に乏しいと云ふことである。繭が運搬によつて潰れ繭が出て品質に影響すると共に、激動によつて解舒が不良とたり、延いては製糸能率を低下せしめると云はれてゐる。（棚橋初太郎著「小農經營と協同組合」二七一頁）勿論、製糸業の發展につれて、繭の運送技術の改善、乾繭の發達等により、繭の移動が擴大されたけれども、自由なる全國的交流はみられない。然る限り繭取引は地方的となり、各地に於ける相互に獨立した地方市場―地方價格の成立は、商略と投機を目的とする前資本主義的商人に對して、格好

な活躍の地盤を提供するものである。

以上の如く繭生産の季節性と繭の貯藏性並びに運搬性の欠除と云ふ自然的條件によつて、繭取引の近代化乃至合理化は著しく阻害される。併し乍らそれらは基本的な問題ではない。例へば繭の貯藏性にしても、乾繭裝置の發展によつてそれが著しく調整されるべき可能性があるにも拘らず、乾繭取引の普及がみられない。問題は何故にその實現が妨げられてゐるかと云ふ社會的條件にあるのである。又運搬性に關しても、たとへそれが技術的に限度ありとしても、商取引の發達は、現物の移動を俟たづして、見本取引乃至銘柄取引により、市場の內包的並びに外延的擴大は無限に行はれ得るのである。然るに繭取引に於てそれがみられないのは、玆にもより基本的な社會的條件があるからである。

然らばその繭生産に於ける社會的條件とは何か。日本農業の一般的性格としての小規模性と窮迫性とを擧げる事が出來る。日本に於ける農業生産の小規模性は、日本農業の特質を分析する事によつて容易に理解される所であるが、繭生産に關しても認められる。昭和十三年の統計によれば養蠶者一戸當り掃立數量（春蠶、夏秋蠶合計）七五・四九瓦、收繭數量（同上）四四貫三四八匁となつてゐる。（「蠶糸要覽」三四頁）生糸取引單位一荷に要する原料繭一四〇〇貫と對比すれば、製糸業の發展に對する養蠶業の小規模性は決定的であると云ひ得る。更に一戸當り收繭價額をみるならば、昭和十三年統計によれば二〇三圓九二錢となつてゐる。斯くる養蠶農家の小規模性は養蠶の季節性と相俟つて、取引の近代化を阻害する。近代的取引は大量商品の規則的取引を前提として始めて可能である。然らざる場合は、小量の取引に於て可及的大なる利益を確得せんと、多數の非近代的商人の簇生をみ、その前資本主義的手段が弄せられる結果となる。更に養蠶業はその規模に於て小であるばかりでなく、その經營內容が資本主義的企業ではなくして家族的勞作經營である。即ち繭商品化の基調は、利潤生産にではなくして單純なる價格生産に置かれてゐる。更に養蠶農家の經濟的脆弱性により、現金收入への焦慮による繭の賣急ぎと云ふ現象が生れる。又繭が他の農産物と異り殆んど凡てが商品化せられ現金化せられる。此等の事情も亦繭取引を著しく前資本主義的たらしめる。資本主義的生産にあつては存續し得ない如き條件の下に於ても、養蠶經濟は續行され、屢々そこに養蠶經濟の强靱性が主張せられる。（平岡謹之助著「蠶糸經濟論」五二八頁）繭の生産費割れにも拘らずその生産と販賣が行はれる事は、取引に於ける各種の非合理的行爲の可能性を與へるものである。

以上の如き經濟的環境の下に、繭取引並びにそこに介在する商人は極めて前資本主義的性格を帶びる。

繭商人として繭仲買人と繭問屋とが擧げられる。取引方法は之等繭商人が繭の出廻季節に養蠶家を戸毎に訪問して買集める坪買と、養蠶家が繭商人の店舗に繭を搬入して賣却する持込販賣とがある。繭仲買人は多くの場合他に生業を持ち、繭季節にのみ仲買人となり繭を取扱ふのであつて、資力薄弱で取扱數量も少く、從つて極めて僅かな取扱數量の中に極度の利益を追求し、永續的な商權と云ふが如き事を何等考慮せずに、その場限りの活動をなすものである。市況に疎い弱少なる小生産者に對して、凡ゆる僞瞞的手段を弄して繭を買集め、これを繭問屋乃至は製糸業者に賣却する。

繭問屋は繭仲買人に比して有力な商人ではあるが、純粹の問屋業務のみを營む近代的商人ではない。即ち製糸家の委託により繭の買入れをなすばかりでなく、自己の計算に於て、又は他商人と共同して思惑的買入れをなし、更に進んで繭仲買人に資金を供給して投機的な買入れを行ふ。然もその投機活動は、需給を正確に反映せる價格の變動を通じて行ふのでなく、養蠶家の無智と窮迫に乘じて、買止め其他各種の前資本主義的商略を弄する事によつて

所謂不正な利益を獲得せんとするものである。

例へば大正八年千葉縣に於て繭商人の齎す弊害の事實を徵した結果、次の諸點が擧げられた。(1)繭質本位の評價による取引をなすに非ずして常に商略を弄し御都合主義の取引をなすもの少からざる事、(2)僻遠の地にして購買者少數の時豫め購買價格を協定し買ひ倒しをなすものある事、(3)繭の出廻り期に於て往々買止めを行ひ販賣者をして狼狽せしむるものある事、(4)見本取引の場合其の受渡品が見本と異ると稱し取引の圓滑を欠かしむるものある事、(5)繭の購買價格は養蠶家の居宅に於て協定するもその荷の看貫並に受渡は購買者の居宅に於て行ふ事を强要し、その場に望んで、各種の苦情を唱へ取引の圓滑を欠くに至るものある事、（千葉縣內務部編「千葉縣の繭市場概觀」）右の報告は、繭商人による取引が如何に前資本主義的であるかを、明かに示すものである。

二

前述せる如く繭に關する商人取引は、極めて前資本主義的なものである。併し乍ら斯くる取引が行はれるためには、一定の前提が約束されなければならない。一方に於て養蠶業が農家の副業的地位にあり、繭の商品化が純粹な形で顯はれず、他方に於て製糸業も亦小規模であり、繭市場が地方的に形成される場合にのみ、繭商人の機能は充分に發揮され、その機能を利用して多額の商業利潤を收得し得るのである。即ち繭商人による前資本主義的取引は、繭取引を圍繞する社會的環境が前資本主義的である限りに於てのみ成立する。

然るに農村に對する貨幣經濟の浸潤と、生糸市場の擴大特に國外市場との交渉に伴ふ製糸業の發展は、繭取引の近代化を要求し、前資本主義的な商人取引は限界に到達する。

先づ養蠶業の發達、農家に於ける副業的地位より主蠶農業への展開、繭商品化の純化と擴大等は左揭の各種の指標によつて示される。之等の傾向は何れも養蠶家の繭取引に對する關心を深める。養蠶業が家族勞作經濟であるとしても、貨幣經濟と沒交渉ではない。養蠶經濟に對する貨幣經濟の浸潤は、多くの現金支出を要求する。「繭の現金支出論」（永井淳雄著）によれば、左の如き數字が示されてゐる。

又養蠶經營に於ける現金支出の占める割合は、四〇％內外に達してゐる（日本中央蠶糸會各年度「養蠶經營態樣別調査」）

	桑園反別	桑園ノ耕地ニ對スル割合	養蠶戶數	農家戶數ニ對スル割合	繭產額	養蠶家一戶當リ收繭高
明治38年	338千町	60%	1438	28%	2723千石	1834石
同　43年	442	78	1462	27	3900	2667
大正4年	453	77	1674	31	4647	2778
同　9年	534	88	1894	35	6333	3342

「蠶糸業要覽」より作成

一戶當桑園反別	四反二畝
同　上繭產額	五一貫七七匁
反當收繭量（上繭）	一二貫一六一匁
上繭販賣代金	二〇九圓四二錢
現金支出額	六六圓七〇錢

註　昭和六―八年福島縣下　一〇，五五〇戶調査平均

更に養蠶農家の消費經濟分野に於ける貨幣的支出と相俟つて、繭販賣代金の確保は極めて重要である。他面農家收入中養蠶收入の占める割合をみれば、六・五％と云ふ結果が示されてゐる。（昭和九年度農林省經濟更生部、昭和九年度農家經濟調査）この事は百パーセントに近い繭の商品化率の事情と共に、養蠶家の繭取引に對する努力が進められるのを意味する。貨幣收入の増大は一應養蠶經營の合理化による繭生産費の切下げに求められるけれども、産繭處理の不適當による損失に對しても當然に反省がなさるべきである。

前述せる如く商人の介在による繭取引は極めて前資本主義的であり、特に繭價格の成立に不合理性が見出されるとすれば、養蠶家にとつて先づ此の前資本主義的な取引機構を如何にして改善するかと云ふことが不斷の關心となる。繭商人による繭評價に際しての僞瞞性は、養蠶家が繭市場から遮斷されてゐる限りに於てのみ保たれるのであるが、前述せる如き繭市場の擴大と養蠶家の繭販賣に對する依存性の増加と共に、所謂公正なる繭取引―繭價の成立と云ふ事に對する反省が始まる。勿論農産物が極端なる窮迫商品化が行はれる場合には、取引に於ける僞瞞性に對する反省にも拘らず、各種の緊縛の故に前資本主義的な商人取引を排除し得ない。併し乍ら養蠶農家は多くの場合比較的富農的地位にあり、その大なる繭商品化率の事情と相俟つて、商人取引よりの離脱は容易に行はれる。從來桑園は劣等地として地代僅少であり、賣買價格も低廉であつて自作が多く、小作の場合も金納代金納が大部分を占め、何れに於ても古くから市場的環境の下に直接置かれており、取引の改善への努力は容易に行はれる。

前資本主義的な商人取引を衰退に導くより重要な要因は、製糸業の發展の側に求められる。製糸業がたとへマニュファクチュアの段階に止まるとは云へ、從來の座繰製糸より器械製糸への轉換、その經營規模の擴大化は、繭取引に對して近代化を要請する。製糸等の發展は左掲の諸表によつて示される。

生糸生産數量（千貫）

	座繰生糸	器械生糸
明治三八年	631	1207
同　四三年	758	2235
大正四年	574	3182
同　九　年	521	4869

規模別器械製糸工場數

	十釜未滿	十～五十釜	五十一～百釜	百釜以上
明治三八年	5173	1677	560	297
同　四三年	2205	1482	633	471
大正四年	1911	1113	720	555
同　九　年	1645	1129	861	836

原動機使用工場數

明治三八年	2172
同　四三年	2333
大正四年	2491
同　九　年	2972

「蠶絲經濟」桑原吉郎著「蠶糸資本主義史」より作成

然らば製糸業の發展に基く繭取引の近代化とは如何なる事を意味するか。近代工業の成立、即ち大規模生産が可能ならしめられるためには、原料購入並びに製品販賣に於て、品質の統一せる大量な商品の規則的な取引が前提されなければならない。繭質の統一と云ふ事は、養蠶業の自然的性質の故に極めて困難な問題であり、その點に關しては後述するであらう。茲で先づ問題となるのは、繭取引の擴大である。即ち繭取引の近代化は先づ蒐集機能の擴大から始められる。生糸生産の擴大は何を置いても先づ原料の増加を必要とし、商人取引はその必要を充す限りに於てのみ存在し得るのである。

繭の商品化が増加し、繭市場が擴大するにつれ繭價の合理的決定への途が拓かれ、たとへ商人による相對取引が行はれる場合でも、取引に際しての僞瞞と投機に基く商業利潤の確得は不可能となる。かくて商人も小量の取引の中に多くの利潤を收得するのを止め、所謂公正なる利潤の増大を圖るために、可及的大量の取引をなすべく努力するに至る。即ち商人の側に於ても蒐集機能の擴大が要請せられるのである。

蒐集機能の擴大が要求せられるや、商人による個別的な相對取引は限界に到達する。即ち繭取引高の增加は、繭商人の資本を以てしては消化し得ない額となる。玆に於て繭商人の變質が齎されるのである。前資本主義的取引に從事し、投機と商略によつて商業利潤を確得する場合、商人は自己の計算に於て取引する。然るに繭取引の增加に伴ひ自己の資本を以てしてはその取引を自由になし得なくなり、更に繭市場の擴大により個々の繭取引に於ける價格の相互關聯性が增加して、合理的繭價の形成が行はれ始めるや、商人は投機を目標とする自己賣買による繭の買入れを止め、漸次養蠶家と製糸家との繭賣買の仲立を專業とするに至る。その最も高度に發展せる形態が、繭市場の經營である。地方によつて異るけれども、一般に繭市場は繭問屋より發展せるものであるといはれてゐる。（碓永茂著「繭市場研究」一七頁）一般に農產物、特に靑果物の如く腐敗性の故に短期間に大量の取引をなす必要がある場合、市場と云ふ形態が技術上最も適當である。かくして蠶糸業の興隆期たる明治の末葉より大正の初年にかけて繭市場は顯著なる發展を遂げたのである。（唯永茂著「繭市場研究」二二頁）

市場數	
明治一七年	1
同　二二年	3
同　二七年	8
同　三二年	14
同　三七年	17
同　四二年	24
大正三年	38
同　八年	91

三

以上の如くにして商人取引より市場取引への推移が行はれるのであるが、然らば市場取引に於て、取引の近代化乃至は合理化が如何なる程度に於て齎されるであらうか。繭商人による前資本主義的取引に對する改善が、評價機能と蒐集機能とに向けられた事は前述せる所である。行論の都合上、先づ特に製糸業の側より要求せられる蒐集機能の點より、繭取引の近代化の事情を明かならしめよう。

市場取引はその成立の事情からして、繭の蒐集機能が商人取引よりもより良く發揮されると云ふ事は明かである。繭の買入れを行ふ時は、商人資本を以て取引し得るのは限られた額であるが、取引の仲介をなす事によつて、取扱高は增大し得る。併し乍らそこにやはり一定の限界のある事も認めなければならない。市場取引は商人による個別的取引とその取引形式に於て差異があるとは云へ、依然として商人取引である事に變りはない。即ち商人を仲介とする取引である點に變りはなく、たゞ商人の活動が買取から仲立へと變化したに過ぎないのである。從つて一時的にもせよ、蒐集に伴ふ金融機能を營む必要があり、それに對する商人資本の能力に限界がやはり認められる。

蒐集機能は單にそれ自體として考察の對象とはなり得ない。資本主義經濟機構の下に於ては、その內容として金融機能が常に隨伴せしめられなければならない。分散せる生產者より小量の財貨を大量に集荷すると云ふ機能は、一般配給組織論に於て好んで採り上げられる所であるが、問題は寧ろそれが如何にして實現せしめられるか、その內容にある。貨幣經濟、更には信用經濟の機構の下にあつては、蒐集機能は金融機能の裏打ちがあつて始めて行はれる。

繭が養蠶家の手より離れて流通部面に入り、商人の仲介によつて集荷せられて製糸家の手に受る場合、繭の貨幣への轉化、及び貨幣の繭への轉化は一定の資本の存在によつて始めて可能である。然らば繭のかゝる取引—集荷を可能ならしめる資本は、何處に求められるか。若し養蠶家乃至は製糸家にこれを求め得るならば、商人は單に市場設

備に資本を投下する事によつて、無限に繭取引、從つて蒐集機能を發揮し得よう。然らざる場合には、商人取引がたとへ個別的相對取引より市場取引へと形態的變化を遂げたとしても、商人が蒐荷のための金融を行ふ以上、蒐集機能は商人資本の額によつてやがて限界に到達する。

前述せる如く養蠶家は比較的富農的地位にあり、繭の商品化率が極めて大であるとは云へ、それは依然として價格生産の段階に止まり、利潤生産への移行は齎されてゐない。その限りに於て養蠶家に流通期間の資本を求める事は不可能である。勿論、鐘紡の昭和産業株式會社の如き資本主義的經營がみられたけれども、例外的事象であつてやがて解散せられた。養蠶業も日本農業に共通せる特性として、資本主義的意味に於ける商品化の主體性を欠除してゐる。その限りに於て、資本能力を伴つた何等かの機關による蒐集が必要である。

然らば製糸家に之を求め得るであらうか。座繰より器械製糸への轉換にも拘らず、製糸業はマニュフアクチュアの段階に止まり、多くの場合生糸問屋の支配下に置かれており、流通部面に於ける資本機能の負擔は行はれ得ない。從つて蒐集機能は商人資本の擔當する所となる。勿論片倉、郡是等の巨大製糸の確立をみるに至るのであるが、その場合に於ては製糸分野の近代化は當然に取引（原料購入、製品販賣何れにあつても）の近代化を要請する。併し乍ら市場取引に於ては、次に述べる如く選別、評價機能が充分に行はれず、取引の合理化がその點より阻害されてゐる。そこに市場取引より特約取引への推移の原因が見出されるのであつて、蒐集（金融）機能の擔當が商人より製糸業に移るや否や、製糸業は商人の介在を待たずして、自ら養蠶家と接觸するに至り、市場取引は衰退する。市場取引と云ふ形態をとる限り、蒐集機能は依然として商人資本に依存し、個別的相對取引と同樣に一定の限界と認めざるを得ないのである。

市場取引に於て、商人が製糸業者に代つて蒐集機能を行つてゐる事情は、豫納金制度の形式化と、立替金制度の增加として顯はれてゐる。

豫納金制度は豫め市場が購繭者たる製糸家に對して、繭の買取前に一定の金額を納入せしめる制度である。即ち、取引に對する證據金であり、購蠶者の背德行爲を防禦する目的を以て設定せられたものである。前述せる如く養蠶業に於ける資本の欠除は、繭代金の速かなる支拂を要求し、現金が直ちに受取れ得ない場合は市場に對する出荷は減退する。換言すれば市場が金融機能を負擔せざる限り蒐荷は不可能なのである、從つて市場商人は、製糸家より繭代金の豫納金を確得する事によつて、自己資本の限度以上に蒐集機能を發揮し得る。昭和四年農林省蠶糸局調査によれば、豫納金を徵集せる市場數二九八、總市場數の七三、四％。徵收總額二五、二八八、〇四七圓、一市場平均八四、八五九圓となつてゐる。併し乍らその場合豫納金の總取引高中占める割合は僅かであつて、同年の調査によれば總取引高（豫納金を徵集せる市場の取引高）九三、九五三、六六三圓に對して二六・九％に過ぎない。從つて殘余の大部分は市場に於ける商人資本の負擔となる。かゝる豫納金の形式化は、明かに商人資本による蒐集（金融）を示す。

此の事は更に進んで、立替金制度の發展を齎した。立替金制度は、豫納金制度と全く對蹠的なものであつて、市場が逆に購繭者に對して、一定の期間購繭資金を貸與する制度である。具體的には製糸家が繭を引取る迄倉庫に保管し、その繭を擔保として代金を貸し與へるのである。（即ち後述する所ではあるが、この意味で市場商人は、繭の貯藏機能をも行ふ事となる。）前述せる蠶糸局調査によれば、昭和四年、立替金をなせる市場三三二、總市場の八一・八％にのぼり、立替金累計八四、九〇五、七五六圓、更に立替せる市場總取引高一一二、五九五、七四九圓の七五・四％を占め、一市場平均累計額二五五、七四〇圓となつてゐる。斯ゝる巨額の立替金は、云ふ迄もなく市場商人が全く

製糸業者に代つて繭の蒐集（金融）機能を行ふ事を示すものである。

蒐集機能の増大は、更に貯藏機能の増大を隨伴する。特に繭の如く季節的商品であり、一時に繭が殺到する場合、單にこれを蒐集するばかりでなく、消費の時間的分散に適應するために、貯藏機能は著しく要求せられる。此の貯藏機能も亦蒐集機能と同樣に單にそれ自體として存在するものでなく、金融機能の隨伴によつてのみ可能である。又購繭者が立替金の支拂をなさゞる場合、その購入繭を處分して損失を塡補せざるを得ず、そのために貯藏を必要とする。前述せる如く養蠶家並びに製糸家に於ける資本不足の結果、これまた當然に市場の負擔する所となる。即ち製糸家が現金を支拂ひ直ちに商品を引取らざる限り、市場が一時これを保管せざるを得ない。昭和四年度の調査によれば、倉庫を有する市場數一五四、市場總數の三六・七％に當り、一市場平均規模三三二立方坪、保管能力五、一七七石となつてゐる。勿論これは後述する如く生産者による共同經營の市場も含まれてゐるのであつて、商人經營市場で倉庫を有するものは七七である。勿論その大部分は保管料を徴集し、一部のものは入庫料、出庫料等をも徴集しており、貯藏に伴ふ金融を悉く負擔するのではないけれども、市場商人が保管のために一定の資本を投下せざるを得ない事は明かである。

又繭は生繭の儘保管する時は數日にして發蛾し、商品としての價値を喪失する結果となる。從つて貯藏のために繭の乾燥をも必要とする。繭市場の多くは貯繭庫と共に乾繭場を備へる。昭和四年乾繭機を有する市場數三〇四、市場總數の七二・四％である。勿論殺蛹乾繭料を徴收するけれども、そのためにも資本の投下は不可避である。

以上述べ來つた如く市場取引に於ける蒐集機能は、商人の個別的相對取引に比して著しく擴大せられるけれども、それは依然として市場の商人資本に依存するのである。商人資本に限度ありとすれば、やはり蒐集機能の限界を認めざるを得ない。市場に於ける取引がその評價機能に於て個別的取引に比して遙かに合理化し、その公開性の故に商業利潤の前資本主義的要素は殆んど除却されてゐる。然も市場に於ける取引高に限度ありとすれば、商人資本の蓄積も亦さして行はれない。商人資本の飛躍的發展は投機によつてのみ齎され得るのであつて、商人が單に仲立により手數料を收得する場合には、商業利潤は固定化するに至る。手數料は賣方乃至買方より徴集するものであり、取引數量を基準とせる市場では平均生繭一貫匁九錢四厘、取引價額を基準とせる場合は百圓に對し平均一圓十五錢五厘、取引口數を基準とする時一口につき三〇錢である。これは昭和四年の調査であるが、當時の繭價に比較すると約一％强となる。

勿論市場の集荷に對する努力は、金融機能によつてのみ行はれるのではない。各種の蒐集方策が採られてゐる。例へば蠶糸局昭和六年調査によれば（農林省蠶糸局編「繭市場ニ關スル調査」）、賞與、宣傳、繭品評會、手數料の輕減、優勝旗、優良繭出荷者に養蠶教師派遣、希望者に蠶種配布・養蠶資金の融通・桑園肥料資金の融通、共同出荷の特別扱ひ、地方有力者に出荷依賴、町村役場養蠶組合等に出荷依賴、出荷奬勵委員設置、出荷奬勵講話會開催、養蠶同業組合及郡農會と連絡をとり出荷奬勵等が擧げられてゐる。蒐集のための手段が各種考へられるけれども、やはり繭の商品化が價格生産を基調とせる限り、本質的には金融機能の發揮に依る他はない。即ち手數料の輕減、養蠶資金・桑園肥料資金の融通が最も重要である。

以上の如く金融機能の限界と云ふ點よりして、市場取引に於ける繭の蒐集には限度がある。更に技術的にみても、市場取引はその取扱數量を無限に增加し得るものではない。現物を市場に齎して取引が行はれる場合、市場設備に限りがある。若し米の場合に於ける正米市場更には米穀取引所の如く、見本取引更には銘柄取引が行はれるならば、

取引數量は無限に增加し得るけれども、現物取引にあつては市場設備の點よりして、取引數量の增加は技術上限られる。繭市場取引に於ては、總荷取引が支配的であつて、現物が悉く市場に齊される。昭和四年蠶糸局調査によれば、見本取引一六、見本總荷取引三〇、總荷取引三六〇市場となつており、その總市場數に對する割合を示せば三・九%、七・四%、八八・七%である。玆に近代的取引の內容として選別機能を考へなければならない。後述する如く繭質の統一と云ふ事が、繭取引の合理化と關聯して努力せられてゐるけれども、多大の困難を伴ひ、商人取引にあつてはその點に於て何等改善されてゐない。市場取引にあつても總荷取引が壓倒的であり、見本賣買は極めて稀である。繭質の統一は、單に取引部面に於ける合理化のみでは不可能であつて、養蠶業がそのまゝに放置される限り行はれない。商人が市場取引をその點で合理化せんとするならば、市場に於て選別機能をなすか、又は養蠶家をして繭の選別を行はしめなければならない。繭が腐敗貨物で迅速なる取引を必要とする限り前者は不可能である。後者も亦商人が單に取引仲介の地位にある限り望み得ず、養蠶家を支配し得て始めて可能である。併し乍ら養蠶家の組織化、共同出荷が盛んとなると共に、市場に於ける見本取引も漸次增加するに至つた。

〔本節の統計數字は農林省蠶糸局「繭市場に關する調査」に依る〕

四

市場取引はその蒐集機能に於て近代化を齎すと同時に、評價機能に於ける合理性を確得する。商人による養蠶家との間の個別的相對取引にみられた前資本主義的な秘密取引は、市場の競賣買の形態によつて解消する。市場取引は大多數現物による入札賣買が行はれ、然らざる場合も糶賣買である。昭和四年の蠶糸局調査によれば入札によるもの八七・七%、糶によるもの一二・二%入札又は糶によるもの一〇・一%となつてゐる。（蠶糸局「繭市場に關する調査」）

從つて市場に於ける需給關係を反映せる價格が成立するものと一應考へられる。その限りに於て市場取引それ自體は極めて合理的なものであり、何等不正はない筈である。併し乍ら多くの繭市場取引中には、市場經營者と製糸業者との間に密約があつて、不正取引が行はれてゐる場合があると云はれる。（野崎清著「蠶繭の生產と消費」一六頁）

更に問題となるのは、市場取引が總荷取引の段階に止まり、選別機能を有せざる點である。繭の品位を正しく檢定格付する機能を欠くが故に、そこに未だ非近代的要素の殘存が認められる。規格の一定せざる現物が市場で取引される場合、一般に優良繭が比較的低價に、劣等な繭が高價に取引される。即ち繭市場の取引價格の値幅が余りにも少なすぎる事からして、市場の建値が合理的なものではないと云ふ事が指摘せられるのである。（碓氷茂著「繭市場問題研究」一四頁）

以上の事情を論外に置くとしても、玆に云ふ取引の合理性に關して、尙ほ若干の問題が殘されてゐる。市場取引に於て實現する乃至はその可能性のある合理性とは、商人取引にみられたが如き前資本主義的要素の排除である。即ち繭價の決定に際して作用せる各種の商略と僞瞞とを除き、繭の需給關係を正確に反映せる價格の成立と云ふ事に、取引の合理性が見出される。併し乍ら斯くる內容を持つた取引の合理性は、決してそれ自體究局的のものではない。それは自由經濟的意味に於ける合理性であり、前資本主義的取引に對してのみ主張し得る合理性である。

養蠶業が少くとも商品生產である限り、販賣により利益のより大なる確得がその目標である。そのために販賣高の增加を目指して繭生產の增加が努力せられる。然るにそれは需要に對する供給の過剩として作用し、繭價の下落惹いては養蠶家の利益減退に迄導く。製糸業に關しても繭に對する需要を通じて同樣の事が云はれる。更に又需給を反映して繭價が激しく變動する事は、養蠶家並びに製糸家何れの經營にとつても決して合理的なものではない。

寧ろ養蠶家にとつてはその收入が安定せる事、製糸家にとつては原料費が安定せる事が、合理的なのである。玆に養蠶業並びに製糸業の側に於ける組織化乃至獨占化への契機が見出される。かくて組織化される經濟、獨占經濟の前には、自由經濟的意味に於ける合理化は反つて不合理な現象として顯はれる。需要と供給の側に於て自由競爭が支配的である限りに於てのみ、需給關係を正確に反映する市場取引の價格は合理的なのである。價格の絶えざる變動は投機を助長し、そこに商人の活躍する地盤が與へられる。この意味で、市場取引は商人が最もその機能を發揮し得る自由經濟段階に於ける取引の合理化であると云ひ得る。

然らば右の如き意味からして、市場取引の合理性を非合理性と認め、養蠶家並びに製糸家の側より、如何なる方向に取引の改善が求められるであらうか。

養蠶家の繭取引に對する要求が先づその評價機能に向けられ、然も市場取引にあつては未だ充分にその機能が發揮されない事は前述せる如くである。取引の公開性にも拘らず、その裏面には市場と製糸業者との間の密約によつて、依然として前資本主義商略が行はれる。斯くる取引の不合理性に對する養蠶家の自衛運動として、繭商人の排除と養蠶家自身が組織員である非營利團體による繭市場の經營が顯はれる。勿論それは後述する如く養蠶業に於て組織化乃至共同化が進んだ場合始めて實現し得るものであり、その間單に養蠶家自身の運動にのみ俟つ事は不可能であつて、多くの場合行政官廳の保護奬勵が行はれて始めて實現する。從來繭取引の中核をなせる商人と競爭してれを排除する事は、養蠶家の共同のみでは充分でない。

府縣當局が養蠶家による繭市場設定を企圖せる場合には殆んど例外なく助成金を交付してゐる。千葉縣を例にとれば、大正十年より十四年に至る縣下十四市場の繭市場及乾繭場建築費、買入費、改裝費、乾繭機設備費等二七九、五四二圓に對し四九、七四八圓、約二割弱の補助金を交付してゐる。（千葉縣內務省編「千葉縣の繭市場概觀」）

更にそれは產業組合經營と云ふ形態をとる事によつて、各種の特典が與へられる。例へば產業組合法により營業稅、所得稅、登錄稅等の免除あり、然も低利資金の無擔保借受が可能となる。又市場の倉庫設備に際して、產業組合の農業倉庫となした場合、その建築、改築、增築費に相當する國庫補助が與へられる。

養蠶家經營の市場に對して助成金を交付する事によつて商人市場との競爭を可能ならしめる手段は、未だ自由經濟的である。然るに市場に對する政策は更に進められて獨占經濟的色彩を帶びるに至る。繭市場相互の競爭は漸次中小市場の淘汰過程として顯はれ、更に獨占的市場の成立にまで進む。その場合自然に放置される限り養蠶家經營市場は商人市場に壓迫され助成金にも拘らず欠損を生じる。それに對して行政官廳は積極的に組合經營市場の成立を助長する。更に養蠶家市場相互の競爭が殘される場合には、不利益が齎されるが故にその整理統合に迄進む。靜岡縣はその顯著なる例である。同縣の市場は殆んど產業組合經營に改組せしめられたが、市場過多のために年々欠損を續けた。縣當局は昭和八年十三組合十九市場を、事實上縣營とも稱すべき單一組合に改めたのである。同時に同年春繭の出廻期に市場外の製糸家の坪買を禁止すると云ふ極端な政策に迄進んだ。

かくして養蠶家經營の市場は、大正の中頃以降商人經營市場を壓し

	主體數	市場數	%
合名會社	5	5	1.2
合資會社	10	10	2.4
株式會社	119	127	30.2
產業組合	111	145	34.6
同業組合	30	45	10.7
養蠶組合	22	25	6.0
農會	8	9	2.1
個人經營	44	45	10.7
其他	9	9	2.1
計	358	420	100.0

て顯著なる發展を遂げたのである。昭和六年度の調査によれば右表の如くである、（蠶糸局「繭市場に關する調査」）

然らば商人に代つて養蠶家が繭市場を經營する事によつて、如何なる取引の合理化が齎されるであらうか。

市場が養蠶家經營となる契機は、商人と製糸家との間の密約排除、繭市場に於ける商業利潤の排除にあり、單にそれが養蠶家の利益のために遂行せられたにすぎない。取引形態そのものは市場であり、たゞ經營者が營利商人に對し養蠶團體が代位みたに止まる。養蠶家と製糸業者との結合を本來の商人がなすか、生産者團體たる非商人がなすかの差異があるのみで、製糸業者の取引關係は飽く迄個々の養蠶家が相手である。勿論養蠶團體經營の市場が成立せる場合には、或る程度養蠶家の組織化が行はれ、蒐集の技術的機能は商人市場よりも容易に行はれるであらう。併し蒐集のための金融機能は依然として經營者の負擔する所となり、限界が確められる。市場設備と云ふ技術的限度には全く變りなく、金融機能的意味に於ても同樣である。たゞその場合商人經營市場にあつては商人資本の限界、更に金融資本への隷屬といふ形態をとれるものが、養蠶家經營では組合資本への依存と變化するに過ぎない。

更に重要な事は養蠶家の經營により市場取引が持つ本來の合理性を獲得し、正確に需給を反映した價格を成立せしめ得たとしても、かゝる合理性そのものは、養蠶家にとつて窮局の目標ではない事は前迹せる如くである。かくて繭市場は、その經營者が營利商人であらうと、非營利生産團體であらうと、取引形態として商人的なものであり、自由經濟的なものである限り、更に次の取引形態にその地位を讓るべき運命に置かれてゐる。

五

自由經濟段階にあつては、繭取引の合理化は、市場取引に於て最高度に達する。併し乍らそれは商人的意味に於ける合理化であり、養蠶家にとつて取引の合理化は他の方向に求められる。即ち前迹せる如く養蠶家の組織化こそ、養蠶家の合理化への途である。勿論商人經營市場に對立して、養蠶家經營市場の著しい發達をみたけれども、それは商人を仲介とする市場取引に殘存せる前資本主義的要素を排除する意味に於ける合理化の實現に止まり、窮局的のものではない。更に又養蠶家の繭市場經營それ自體既に養蠶家の共同化を前提として始めて可能であり、その方向に於ける一つの過渡的所産であるとも看做し得る。

從來養蠶家の共同化は、任意的な申合せ組合によつて養蠶組合が組織され、昭和四年にはその數二七、〇〇〇余に達してゐた。その發展に伴つて、法的基礎が與へられる事が要請され、昭和六年三月二八日養蠶業組合法の公布により、養蠶實行組合が認められるに至り、全國聯合會の組織も結成せられた。その後に於ける發展は他に類例をみない程、驚異的なものであつた。更に又産業組合法の改正によつて産業組合への加入も認められる事となつた。

併し乍ら養蠶實行組合は市町村の區域を超える事を得ず（蠶糸業組合法四九條）、部落的の二三十人の結成組合であり、法人としてその活動領域には限界がある。大體に於て生産に關する共同施設と繭の共同販賣であり、然も相當の資本を固定せしめる事業はこれをなし得ないのである。

養蠶家の共同化は、繭の生産過程に於てみられる。例へば肥料蠶種其他必需品の共同購入、製簇器消毒器具桑樹拔根器屑繭乾燥場設備等器具機械類の共同購入及び共同利用、稚蠶桑園催青所乃至稚蠶飼育所の共同經營、蠶蛆驅除桑園害虫驅除の共同勵行等が擧げられる。之等が生産費節減の意味で極めて效果的なる事は云ふ迄もない。併し取引の合理化と關聯して玆で問題となるのは、販賣過程に於ける共同化である。

而して養蠶實行組合による産繭處理方法は自由であり、種々なる方法がとられ得るのである。先づ商人取引に對應して、繭商人への共同販賣、繭市場への共同出荷が行はれる。その場合取引上の費用、運賃等に於て、或ひは價格

決定上に於て有利である事は明かである。更に進んで共同して繭市場を經營し、商人排除の擧にでる事も可能である。併し乍ら之等の產繭處理方法が、養蠶家にとつて究標の目標でない事は前述せる如くである。その場合は養蠶家と繭商人乃至製糸業者との取引は自由競爭に委ねられており、共同化による大量販賣によつて取引をより有利に導く事以外に效果は認められない。即ち飽く迄それは自由經濟段階に於ける取引の合理化運動に外ならない。

養蠶家の共同化は、更に進んで取引の組織化となり、後述する組合製糸、特約取引の前提として意義があるのである。即ち養蠶實行組合の形態として、組合製糸への供繭組合と特約養蠶組合が最も重要である。玆に獨占經濟段階に相應した取引の地盤が與へられるのであつて、養蠶家乃至製糸家的意味に於ける取引の合理化が實現する。

それ等の問題に入る前に、養蠶家の共同化特にその共同販賣の一形態として、乾繭取引を採り上げる必要がある。勿論乾繭取引それ自體が常に共同化を前提とするものではないけれども、多くの場合養蠶家が共同施設として乾繭裝置並びに繭倉庫を設置し、その結果共同化が販賣過程に迄擴大せられる。昭和三年の調査によれば、共同販賣の占める割合は、生繭取引に於ける五〇・五％に對し、乾繭取引にあつては八八・二％に達してゐる。

乾繭は、繭生產に於ける季節性を排除し、並びに繭の貯藏性、運搬性を促進せしめる意味に於て、繭取引の合理化を齎す。併し乍ら吾國に於ける乾繭取引は、生繭取引に伴ふ自然的制約から解放せんとする純技術的な問題から生じた自然發生的なものではなく、寧ろ養蠶農家の社會的制約から解放せんとする政策的企圖の下に生じたものである。從つて乾繭取引の合理性も亦、養蠶家の產繭處理問題として吟味さるべきである。從つて乾繭機關として、繭商人並びに製糸業者によつて利用せられる營業繭倉庫並びに乾繭裝置が存在するけれども、問題は養蠶家の利用する農業倉庫と乾繭裝置、特に政府の助成になる共同繭倉庫と共同乾繭裝置にある。

共同繭倉庫と同乾繭裝置の經營形態として、產業組合、農會、株式會社の三種がある。その內政府の奬勵方針は產業組合形態であり、それが大部分を占めてゐる。農林省調査によれば昭和十二年度に乾繭助成團體は、產業組合九一、同聯合會八、農會二、株式會社二となつてゐる。

然らば養蠶家の產繭處理としての乾繭取引は如何なる意味を持つであらうか。乾繭により繭の貯藏性增し、一時に市場に殺到するのをさける事によつて、價格の吊上げが企圖せられるけれども、より重要な點は養蠶家の共同販賣によつてその小規模性による個別取引の不利を除却する點にある。

而して產業組合其他の形態による繭の共同販賣は、要するに繭の蒐集機能を養蠶家自體に於て之を行ふ事を意味する。前述せる如く蒐集機能は單にそれのみによつて行はれず、金融的機能の隨伴が必要である。乾繭取引の場合更に蒐集のみならず之を乾繭貯藏し、商機をみて販賣する事が本來の使命であるとすれば、金融機能は極めて重要な要素となる。

そこで問題は小規模なる養蠶家が如何にしてこの莫大なる金融機能を負擔し得るかと云ふ點である。乾繭形態による養蠶家の共同化は、養蠶家の側よりする自然發生に待つては、その充分なる發展は期待出來ない。

大正十四年四月共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則が公布され、それ以後に於ける政府の積極的助長政策によつて養蠶家の乾繭機關は、發展した。大正十四年より昭和十一年に至る迄の政府助成金額は六、三五〇、〇〇〇圓に達してゐる。（農林省蠶糸局編「蠶糸業要覽」）更に道府縣の助成施設として、出荷奬勵金の交付、技術員の派遣、技術員設置補助費及設置費補助等あり、昭和八年の調査によれば北海道外十六府縣に於て行はれてゐる。（農林省編「蠶糸業ニ關スル道府縣ノ施設概要」）又共同繭倉庫並びに共同乾繭裝置の經營が產業組合によつて行はれる場合、それ等

の設置資金及び事業資金に對し低利資金の融通がなされる。

右の如き國家の助成によつてもみられる如く、乾繭組合による共同販賣は、養蠶家自體の共同販賣によるものではなく、國家資本を背景とした組合資本による金融的機能の負擔によつてのみ可能となるのである。その事情は乾繭機關の事業として金融が極めて重要な問題である事によつて示される。乾繭取引に於ける金融は、購繭資金の問題と云ふよりも、養蠶家に對する繭擔保金融が根本的なものである。乾繭取引にあつては、養蠶家はその產繭を直ちに販賣する事なく、乾繭貯藏して隨時販賣されるからして、繭代金の收受は遲延し、數ケ月後となる事は珍しくない。然るに養蠶家はその貧困性の故にその間の金融に堪え得ない。從つて乾繭取引の實現には、組合を始め乾繭機關の金融機能を待つて始めて可能である。

乾繭機關特に共同繭倉庫の金融は、農業倉庫法により農業倉庫證券を發行し、養蠶家はこれを擔保として繭の販賣される以前に融資をなすのである。

斯くして蒐荷された繭が乾燥、貯藏されて後、如何にして販賣されるか。一般に乾繭倉庫は農業倉庫業法により、受寄物の販賣の仲立及取次の業務をなし得る。乾繭組合も亦組合員の委托繭を適當なる時に適宜賣却するのである。その販賣方針は產業組合の原則として無條件委托、共同計算・成行平均賣が提唱されてゐる。

然らば問題はかゝる共同販賣の形態が、取引の合理化にとつて如何なる意味を持つべきかと云ふ點である。共同販賣の目標が單に販賣數量の大規模化によつて、取引上有利なる地位を確得せんとする限り、それは未だ自由經濟段階に於ける合理化運動に止まる。共同販賣究局の目標は、屢々述べた如く取引に際しての自由競爭の排除であり、その完全なる組織化にある。然るに乾繭組合による販賣は、各組合獨自の見地から販賣が遂行され、然も乾繭取引の總取引中占める割合は極めて少ない。昭和十二年の統計によれば乾繭取引數量六、六一八、七五四貫、總取引數量三五、二七三、九八九貫中占める割合は一八・八％に過ぎない。かゝる小部分の共同販賣が、市場に於ける繭價に對して作用し得る力は極めて小さいと云はなければならない。然も繭取引が自由競爭に委ねられてゐる限り、繭價は不安定であり、出廻期間後に於て繭價の先行不安なる場合が少くなく、乾繭により出廻時期を避ける事が必しも有利なる價格の實現を齎さないのである。

以上の如く乾繭取引による養蠶家の共同化も、取引の合理化と云ふ點に關しては極めて限られた意味しかない。

＊　＊　＊

繭取引は更に組合製糸、特約取引と云ふ型體にまで進む。以上述べ來つた如き各樣の取引が錯綜して行はれ、更にそれが社會經濟の構造變化に伴つて色付けられる。殊に最近に於ける戰時統制の進展により、取引機構は急激に變革せしめられた。本稿は之等の事情をも論述せんとしたのであるが、紙幅を多く割く事を恐れ、一應筆を擱く事とする。

（未完）